

# 町報 岡垣

発行所 岡垣町役場  
 責任者 岡垣町長 俵口静江  
 印刷所 有限会社 大和印刷所  
 電話 東郷 27番

目次	
○ 山田校の整地に自衛隊協力	1 頁
○ 東京オリンピックとスポーツ	1~2 頁
○ 行政相談日の開設について	2 頁
○ 基本選挙人名簿の調製実施	2 頁
○ 危険物取扱主任者試験	2 頁
○ 福岡県初級職員の採用試験 福岡県警察官の採用試験	3 頁
○ 炭鉱離職者のみなさん	3 頁
○ 社会福祉協議会へ香典返しとして寄附	3 頁
○ 秋の全国交通安全運動の実施について	3 頁
○ 森林肥料について	3~4 頁
○ 入植あつ旋中の移住地	3 頁
○ 農地売買の手続き	4 頁
○ 重度精神薄弱児扶養手当法 施行について	4~5 頁
○ 児童扶養手当法の一部改正について	5 頁
○ 盆踊り	5 頁
○ 聖火リレー走者	6 頁
○ 郡民体育大会結果	6 頁
○ 野球大会結果	6 頁
○ 卓球大会結果	6 頁

## 山田校の整地に

## 自衛隊協力

山田小学校の運動場整地作業は、校舎完成後の懸案事項であったが、西部軍施設隊、芦屋基地の好意により、八月十日より八月三十一日迄、炎天下に延二百五十名と、ブルドーザ等機械三台の機動力により、千四百立の

土を動かし、整地作業と排水作業に協力して頂き、又校区内業も受け、立派な運動場が完成された事を厚く御礼申し上げます。

岡垣町長 俵口静江

## 東京オリンピックとスポーツ

### オリンピック

紀元前一五八〇年頃、古代ギリシャ人によってオリンポスの山に住む神ゼウスに捧げる祭典として行われた行事が、オリンピックの始まりといわれている。

後に聖地オリンピアにゼウスの神殿が作られ、この神域で紀元前七七六年に第一回の古代オリンピックが開かれた。

以来四年毎に開催されて、優勝者にはオリーブの枝で編んだ冠が授けられてきたが、ギリ

オリンは本来競技に始

### 東京大会

オリンは本来競技に始

まり競技に終るものであるけれども、少くとも東京オリンピックは我々日本人にとって、他のいかなる国際行事にも見出せない大きな意義をもっている。

それは戦後わが国の産業、経済、社会文化、科学技術の発展の総決算を内外に問う絶好の機会である。

## オリンピック 国民運動

東洋では史上初でのオリンピック、一兆数百億の金を費して



婦人会バレーボール大会

- させるよう努めよう。
- 第三、公德心を高めよう。
- 第四、交通規則を守り、事故をなくそう。
- 第五、商人が悪い品物を売らない、暴利をむさばらないようにしよう。
- 第六、自分たちの住んでいる周囲を美しくしよう。
- 第七、国民めいめいが自分の健康を増進し、体力を強めよう。
- 第三に公衆道徳、第四に交通道徳、第五に商業道徳と道徳の高揚を訴えている。実際国家の興隆を支えるものは国民の道徳性である。

の大会。

「日本人としての自覚と誇りに目覚めつゝ、国際理解と世界平和への信念と態度を養う」国民運動が展開されている。

- その具体的方法として、「生活にスポーツ精神を」を旗じるしに
- 第一、オリンピックの精神、つまりフェアプレーのスポーツ精神を日常生活に生かすよう努めよう。
- 第二、国際感覚を身につけ、日本の姿を正しく外国人に理解させるよう努めよう。
- 第三、公德心を高めよう。
- 第四、交通規則を守り、事故をなくそう。
- 第五、商人が悪い品物を売らない、暴利をむさばらないようにしよう。
- 第六、自分たちの住んでいる周囲を美しくしよう。
- 第七、国民めいめいが自分の健康を増進し、体力を強めよう。
- 第三に公衆道徳、第四に交通道徳、第五に商業道徳と道徳の高揚を訴えている。実際国家の興隆を支えるものは国民の道徳性である。
- 日本人の長所であり短所、個人的には道徳を重んじ、行儀がよいが、集団で行動する時は公德心に欠けた行動を往々にする。
- 面識のある人の前では公德心を守るが、大衆の中や他人の目のとどかない所では公德心にそむいている。
- 自分の物、自分の家のもの、身近かなものは大切にしているが、他人の物、公共のものは粗末にする。
- このように公衆道徳とか公共精神の面はいささか欠けている。
- 第七に健康についてだが、明治から今日まで半世紀の間に、身長は男五糎女七糎、体重は男四斤女二斤、胸囲は男四糎女二

糧伸びた。  
然し身体が大柄になったことだけでは健康とはいえない。

国際連合の機関、WHOつまり世界保健機構は健康の定義を「健康とは肉体的精神的及び社会的に完全に良好な状態にあり単に疾病又は病弱の存在しないことではない」と述べている。

### スポーツで鍛える

とはただ、丈夫な体を作るというだけの意味ではなく、身も心も立派にする意を持つている。ところが、スポーツには勝ち負けがつきもので、勝てば嬉しいし、負ければくやしい。がどんな者でも負けることはある。負けると頭にカッカくる。

人間はファイト(斗魂)を燃やして戦うためには、どうしても心理的に相手を憎み、やっつけてやるうと激しい怒りの心理状態にならなければならないといわれている。

怒ると、血液が頭にのぼると共に、血液が体の斗争的な筋肉の所に集中し、筋肉を固くすると同時に副腎ホルモン(アドレナリン)の分泌を促進し、肝臓のグリコーゲン分泌が増強され戦う生理状態になる。

### 心理と生理

スポーツも、相手をにくみ、相手に怒りを感じないと、ファイトが出ない。だからスポーツには高い精神が必要である。つまり身体的には最大の斗争心を燃し、精神上では、相手を愛し、尊敬するという矛盾をおかしながら競争する。

「ルールの大切さ、相手の技術や精神を尊敬し、相手の勝利を祝福できるおらかな心、負けても全力を尽した喜び等」を感じさせるフェアプレーの精神を育て、おかないと——斗争のための技能のみ磨き、精神の磨きがたらないと、街の与太者的スポーツマンになり、暴力を使ったりする。

或る高等学校でボクシング部を作るについて、最初は「青少年の不良化が問題になっている今日、そんなものを作ったら」と反対が多かったが、実際作ったら、暴力等なくなり、前よりもよくなったという話はテレビでどなたも御承知と思います。

### 体育の必要性

科学の進歩はめざましく、人間も幸福になつてきているが、反面人間が機械にふりまわされる事態も出来ている。この急速に変わる社会情勢に、自分を見失うことなく対処してゆく人間を作る最も手近な、又最も重要な方法は体育ともいえる。

柔剣道の寒稽古暑稽古、或いはいつ来るか分からない球を見つめて炎天に立ちづめている野球倒れるまで汗と泥にまみれているラグビー等、実はこの困苦の中から何事にも動じない根気とどんな困難にもへこたれない体力が出来る。

田植え、田の草とりの合間にラジオ体操している所のある点からも、農業にも体育の必要なことはお分りと思えます。子供を産み、養育する婦人にも体育の必要なことはいうまでもなく、その振興を計るため、校区対抗バレーボールの試合をした。

### お礼

その練習に日時を要するので困難をともなったが、その練習相手や準備等に加勢下さった青年団長、榊塚の野田幹男、上部和行、波津の石田福男、刀根進大沢力の諸氏、内浦校長畑先生吉本校本出先生、体育委員の岩崎量、石田豊海、門司昭三氏、特に毎度世話頂いた野田寿良中村国重の各氏に厚く御礼申し上げます。



## 行政相談日の開設について

左記日時に福岡行政監察局担当官並び、当町行政相談委員、内本法麟氏により、役所や公社、公庫、公団等の仕事に苦情や不満をお持ちの方は、当日相談に応じますので、ご遠慮なくご相談下さい。

行政相談日開設日  
十月二日 午前十時～午後四時迄  
場所 岡垣町役場

## 基本選挙人名簿の調製実施

### 調製実施

毎年九月十五日、現在で調製する基本選挙人名簿の登録資格調査を左記の要領により実施します。有資格者はもれなく申告表を提出されますよう願います。

一、基本選挙人名簿調製現在期日九月十五日

二、名簿登録資格者  
1、昭和十九年十二月二十一日までに生まれた者  
2、三カ月以上岡垣町に居住している者(本年六月十五日まで、岡垣町に住所を定めた者)で引き続き、九月十五日まで住所を有している者  
3、日本国民であること。

三、登録申告

選挙管理委員会より印刷した申告表を九月十四日までに各世帯に配布します。有権者を九月十五日現在で記入し、区長さんに提出して下さい。

基本選挙人名簿の確定するまで

- 一、名簿調製現在期日 九月十五日
- 二、申告表提出期限 九月二十日
- 三、名簿調製期限 十月三十一日
- 四、名簿の縦覧と異議の申立 十一月五日から十一月十九日まで(十五日間)
- 五、異議の決定 異議申立を受けた日から二十日以内

## 危険物取扱主任者試験

(甲種・乙種・全類)  
(1・2・3・4・5・6各類)

一、日時場所

昭和39年10月18日

八幡区尾倉町

市立尾倉中学校

二、受付

昭和39年9月14日～10月3日  
県消防災害課危険物係  
又は最寄りの消防署

三、受験料

甲種 八百円  
乙種 一類毎に五百円

四、願書受験案内

用紙は左記のところにあります。

県消防災害課・各消防署・県福祉事務所・地区危険物安全協会

五、詳しいことは役場

消防係

### 福岡県初級職員の採用試験

- ◇とき 第一次試験 十月十一日  
第二次試験 十一月上旬
  - ◇ところ 福岡市、久留米市、飯塚市、北九州市小倉区の四カ所
  - ◇受付 九月七日～二十六日
  - ◇申込先 福岡市天神一丁目一番一号 福岡県人事委員会
  - ◇試験手数料 二百円
  - ◇採用予定人員 一般事務約百名、土木約二十名、学校事務約十五名、警察事務約二十名、機械・建築・林業・電気は若干名
  - ◇初任給 給料 一万二千八百円、ほかに暫定、通勤、扶養期末勤勉各手当が支給される。
  - ◇合格者の発表 十二月上旬
  - ◇くわしいことは、県人事委員会までお問い合わせください
- #### 福岡県警察官の採用試験
- ◇とき 第一次試験 十月十八日  
第二次試験 十一月中旬
  - ◇ところ 福岡市 北九州市小倉区
  - ◇受付 九月七日～九月二十六日
  - ◇申込先 福岡市天神一丁目一番一号福岡県人事委員会
  - ◇試験手数料 二百円
  - ◇採用予定人員 警察官約三百名
  - ◇初任給 給料 一万四千円(高校卒) ほかに暫定、通勤扶養、期末勤勉手当が支給される
  - ◇合格者の発表 十二月中旬
  - ◇申込用紙 県人事委員会事務局、各県警察本部警務課、警察学校、警察署で交付する
  - ◇くわしいことは、県人事委員会までお問い合わせください

### 炭鉱離職者のみなさん

本年12月18日以降は炭鉱離職者求職手帳(職業安定所の発行する黒い手帳)の所持者及びその後求職手帳を受給することのできる資格のある方以外は雇用促進事業団の行っている移住資金、職業訓練手当、雇用奨励金、住宅確保奨励金等の援護は受けられなくなりますから、求職手帳の無い炭鉱離職者で移住、就職、職業訓練等御希望の方は至急最寄りの公共職業安定所または当事業団(支部又は支所)へ御相談下さい。

雇用促進事業団

### 社会福祉協議会へ

#### 香典返しとして寄附

亡香典返しとして  
岩崎繁氏より寄附

吉木 故川原国松氏(七十三才) 昭和三十九年七月二十九日死亡香典返しとして  
川原健三氏より寄附  
黒山 故岩崎文明氏(六十四才) 昭和三十九年八月二十二日死



## 秋の全国交通安全運動の実施について

### 一、目的

この運動は県民のすべてに交通安全思想を普及し、正しい交通ルールの実践を習慣づけ、県民の総力をあげて交通事故防止と交通秩序の確立を期するとともに、道路交通環境等の整備改善を促進することを目的とする。なお、この運動を通じて道路交通法一部改正要旨の徹底とオリンピック国民運動の一環としての交通道徳高揚運動をもあわせて強力に推進するものとする。

### 二、主唱

交通事故をなくす福岡県県民

### 三、共催

運動本部  
福岡県、各市町村、各教育委員会、県警察本部、県交通安全協会

### 四、実施目標

- 1 安全な横断の確保
- 2 幼児、学童の安全確保
- 3 通行区分の厳守
- 4 適正な運行管理体制の確立
- 5 安全な踏切道通行の確保
- 6 車輛の完全整備の励行
- 7 道路交通環境の整備改善の促進

## 森林肥料について

### 木材の将来性

御承知のように木材は品不足をきたしております。此の品不足は当分緩和されそうにもなく、木材は建材用だけでなく、工業用原料として、無限の発展が約束されるようになりました。此

むしろますます窮屈になる見込みです。

## 入植あつ旋中の移住地

<国別>	<移住地>	<形態>	<募集数>	<携行資金>	<締切日>	<送出日>
ブラジル	フンシャル	家族	6	15万円	常時	8月船以降
	南	伯 単身	30世帯 101人	10万円 5万円	常時	
	コチ	家族	13世帯	10万円	常時	
	南	若夫婦	20世帯	5万円	常時	
	南	伯 単身	188人	5万円	常時	
	第2トメアス	自営	39年度50世帯	30万円以上	常時	未定
	技術移住	サンパウロ市及近郊の会社	26職種	常時	時	(職安、地協)
	ピニアル	自営	20世帯	23万円以上	常時	
アルゼンチン	花卉蔬菜	独身青年	30人	2万円以上	常時	
パグアイ	アルト・パラナ	自営	39年度148世帯	22万円以上	常時	なるもその
	ライグア	常時	第一次300世帯	25万6千円以上	常時	都度指示する

の木材ブームの波にのって林業経営も、少しでも早く木材を市場に出すため「短伐期育林」が時代の脚光をあびてきました。林業は、昔から長期経営の代表的なものです。この時代の要請にこたえようと一層の収益を挙げるためにも、現在の好機を逃がさず林木の早期育成を考えなければならぬと思えます。

### 対策について

ではどうすればよいのでしょうか。政府もだまって見ているわけではありませぬ。木材の輸入を考へ、山に木を植えることを奨励してあります。しかし山に木を植えたままでは、何年たっても此の問題は解決しそうもありません。そこで唯一の解決法として考えられることは林地肥培です。林地肥培は一時の思いつきでなく、一般農業のあり方と同様、必須の解決策なのであります。

山の木は子供や孫の代に伐るものという考え方は、もはや改めねばなりません。山の土をこやし、木を早く育て一代の内二回三回も木を伐り出し、もうかる林業経営をしていただきたい。対策については林木の「品種改良」と「施肥」の二つが大きくとり上げられるようになり、また「品種改良」には長年月がかかりますから現在施肥が一番手っ取り早くしかも安全確実な方法といえます。

### 肥料を施すと

#### どうなるか

- 苗木の成長がよくなり、早く「うっへい」するので下刈り回数が省ける。
- 間伐材が早くとれ、利益がある。
- 土質が改善され、土砂の流亡を防げるので、地力が保全される。
- 木の材積の増大と間伐材の早期採取による利益は施肥の経費を上回り、充分採算がとれる。

### 林業肥料の施し方

#### 1 新植と幼令木

一般には下枝張りの周囲または山側に、半月状に五〜十種の深さに溝を掘って施肥し覆土します。手早く施し、手間代を節約するため「ばらまき」が普及しつつありますが、この場合は下張りの周囲または山側に半月状に筋状にまきます。

施肥の時期は新植では活着を見届けて後、梅雨前に施すのが効果ですが、一般に植栽当年は樹勢、根張りとも不十分なのでむしろ植栽翌年からの施肥をおすすめします。以後うっ閉期までの施肥回数は林木自体の生長とともに、林地のうっ閉を早め、下草刈りを早く切り上げること、に重点をおくことから考へて、毎年施肥することにしましたことではありませんが、隔年施肥が経済的です。施肥の時期は一般的にいつて二月から秋口までです。

**2 うっ閉期に近くなりやすくと**  
吸収根が全面に張り出しているので、木と木の間に全面に「ばらまき」するか、またはばらまいたのち表土と浅くかきまぜます。

**3 間伐材を早く多くとるため**  
に、間伐四〜五年前に隔年二〜三回の施肥を、更に間伐した年に一回施肥し、空いた林地のうっ閉を計ることをおすすめてします。

**4 主伐の四年前〜二回の施肥**  
は完全材がえられて石数が増大します。

#### 5 基準施肥量

- 植栽時または翌年一本当り
- スギ 三〇〜五〇g
  - ヒノキ 三〇〜五〇g
  - マツ 二〇〜四〇g
- 森林肥料についてはマルリンスーパー化成、マルモリ、住友等各メーカーより発表されており、各町で森林組合でもこれらの森林肥料をあっせん致しておりますので皆さん御利用下さい。
- 尚森林肥料について詳細な事は役場経済課にお問合せ下さい。



## 農地売買の手続き

### 一、農地の売買手続き

1、必ず知事の許可を受けなければならぬので、知事に対して、「農地法第三条の規定による所有権移転許可申請書」を提出しなければならぬ。なおこの申請は、売主買主の連名ですることになっている。申請書は役場農業委員会に備え付けている。

2、この知事宛の申請書は農業委員会へ、検討して、「許可が適当」であるとか、或は「許可しない方がよい」とかの意見を附して県知事に回すことになる。許可、不許可を最終的に決定するのは知事で、委員会のつける意見はあくまで参考である。実際問題としては委員会の意見がそのまま通る事が多いようであるので委員会へ検討される時によく事情を話しておくことが必要である。

### 二、買受人の資格

1、まず原則として農家の人でなければ買取れない。買う人や或いはその世帯員が自から耕作を行なわないと認められるときは許可にならない。いかえれば、他に小作に出すために買取る場合には許可を受けられない。

2、小作地を売る場合には、その地主は、その土地の小作人又はその世帯員以外には売れない。小作人が買わないからといって、他の人が買受人にはなれない。この場合には国に対して買取ってくれという申出をする以外に方法はない。これは耕作者を保護するため

にこのような規定がおかれているのである。なお、ここでいう小作人とは、賃貸借契約及使用貸借等により、農業委員会が認めた小作人をさしている。云いかえれば農業委員会が認めた永小作権、質権、使用貸借による権利、質権等、以外はたとえ当事者間にて契約が成立していても、この農地法の保護は受けられないのであるから、注意を要す。

3、買受人はその世帯員の分と合わせて既に三反歩以上の農地を耕作しているか、或いは買受けた結果、三反歩以上になる場合でなければ農地を買う資格がない事になっている。しかしこれでは現在三反以下の零細農家や、新たに農家になるうとする人は全く農地を手に入れることは出来なくなるので、特に例外を設けてイ、半農地を買った結果、三反歩以上になり、且つその者が将来農業に精進する見込みのある場合。

ロ、草花栽培などの集約的農業経営を行うものと認められる時は許可される事になっている。

4、最後に買受人が農地を買受けて、耕作することにより、経営が粗放になって、農業生産が低下することが明らかなきときは許可されない。(法第三条)

尚売買の価格には制限がないから自由にきめて差支えない外に貸借小作の手續き、農事調停の手續き等があります。次回に掲載する事に致します。(弁護士、島津嘉孝著、新農地法の法律知識より)

## 重度精神薄弱児

### 扶養手当法施行について

この法律は重度の精神薄弱児の福祉増進をはかる目的で昭和三十九年七月二日公布されたものです。

この手当を受けるためには重

度精神薄弱児を養っている父もしくは母、またはその他の養育者が県知事に対し請求書を出して県知事の認定を受けなければなりません。

内容は次のとおりです。

### 一、「重度精神薄弱児」とは

二〇才未満で精神の発達がおくれているため日常生活において常時の介護が必要な者で身のまわりのことを自分一人で出来ない状態の者です。

### 二、手当を受けることが出来る者

重度精神薄弱児を養っている父もしくは母またはその他の養育者で次の事項に該当すること。

1 重度精神薄弱児および請求者が日本国民であり日本に住所を有すること。

2 重度精神薄弱児および請求者が公的年金を受けていないこと。ただし国民年金法にもとづく傷害福祉年金、母子福祉年金、老令福祉年金ならびに児童扶養手当法による手当は除く。

3 重度精神薄弱児が母子準母子年金ならびに児童扶養手当の支給対象となっていないこと。

4 重度精神薄弱児が父または母の受ける公的年金の加算の対象となっていないこと。

5 請求者の前年の所得が二〇万円（その者が前年の十二月三十一日において重度精神薄弱児および児童扶養手当法にいう児童の生計を維持しているときは、その一人につき三万円を加算した額）以下であること。

6 請求者に配偶者があるときは、その配偶者が前年において所得税を収めていないこと。

7 請求者と同一世帯に扶養義務者があるときは、その者が前年において扶養親族五人の世帯を基準とした場合に給与所得の収入額が六十五万円以下であること。

### 三、手当額について

重度精神薄弱児一人につき壹千円

### 四、法の施行

昭和三十九年九月一日（昭和三十九年九月分から支給）

### 五、支給開始

請求書を市町村役場に提出した日の属する月の翌月分が支給されます。但し昭和三十九年九月一日において支給要件に該当する者で昭和三十九年十一月三十日までに請求書を提出すれば九月分より支給。

### 六、提出書類

- 1 認定請求書
- 2 所得状況届
- 3 診断書
- 4 戸籍謄本
- 5 住民票謄本

役場にあります。該当者ははやめに手続をとって下さい。

民生課

## 児童扶養手当法の

### 一部改正について

改正の要点は次のとおり  
一、昭和三十九年五月より適用されるもの

1、請求者の前年の所得が二〇万円（ただしその者が前年の十二月三十一日現在に生計を維持している児童がある場合、児童一人につき、三万円加算した額）以下であること。  
改正前……十八万円

2、扶養義務者の前年の所得が扶養親族数五人の世帯を基準とした場合、給与所得が六十五万円以下であること。  
改正前……六十万円

二、昭和三十九年八月以降適用されるもの

1、「対象児童が義務教育終了

前の者、または二十才未満で法律に定めた程度の癱疾の状態にある者」とある。うち癱疾の状態が次によるものでも支給されるようになったこと。

イ、結核性の病氣（呼吸器障害）については結核性でなくてもよい。による身体の機能障害または長期にわたって安静を必要とする病状で、日常生活において他人の介護が必要なもの。

ロ、精神の障害（精神薄弱、精神病質（異状性格）神経症）を有する者で、常時監視、介護を必要とするもの。

民生課



## 盆踊り

今年初めて盆踊りを始めた区もあるが、青年がいない、歌を唄える人がいない、新しい音頭ものは知らない等で、盆踊りがさびれる等、大部声を聞いたので、区長さんから調査書を出してもらった。期日まで報告のあったのは、波津、上海老津、戸切、高倉、西黒山、元松原、東黒山、野間、山田、東松原、西山田、吉木、白谷、東山田、糠塚、海老津、原だが

一、主催は区、直接世話するのは、青年と婦人会が七カ所、青年団が五カ所、婦人会が三カ所の順

二、踊りの曲目は  
東京五輪音頭一六、  
北九州音頭一三、新日本音頭

七、思案橋五、磯節五、相馬盆歌四、くどき三の順

三、一カ所の曲目数は

五曲が六、四曲が四、三曲が二、六曲が二カ所の順

四、踊る日数は

三日間が七カ所、四日間が四カ所、二日間が五カ所、四カ所

× ×

やっている所は大抵五十人以上百人位が踊り、非常に盛況だが、反面盆踊りの講習会では新曲しか講習しないので、来年は年寄りも参加出来る分を考慮したい。もともと盆踊りは仏教供養の行事だが、これを通してレクリエーションに、又仲間作りに大いに利用すべきと思う。

今回配布した国保パンフレット「私達は損をしている」については、その内容の記事に誤解をまねくおそれがあり町内の医師を対照とした意ではないので誤解のないようお願いいたします。



早川スミカ氏提供

### 聖火リレー走者

オリンピックを出発したオリンピック聖火は九月十七日、十五時十一分水巻町大膳橋に到着。岡垣と遠賀の二十才以下の若人で南中学前まで、水巻と芦屋で頃末小学校前まで聖火を運ぶ。

- 岡垣の走者は
- 正走者 野田 栄二
  - 随走者 平島 次男
  - 松本 文子
  - 亀川 一秋
  - 三角 美和
  - 石橋 武
  - 早川マツヨ
  - 田中チズ子
  - 西岡 次春
  - 入江光次郎
  - 平川 光二
  - 東筑高
  - 岡中生
  - 岡中生
  - 宗 高
  - 自営業
  - 自営業
  - 役場勤務
  - 八幡牛乳
  - 若松商高
  - 遠賀農高
  - 東筑高

### 郡民体育大会

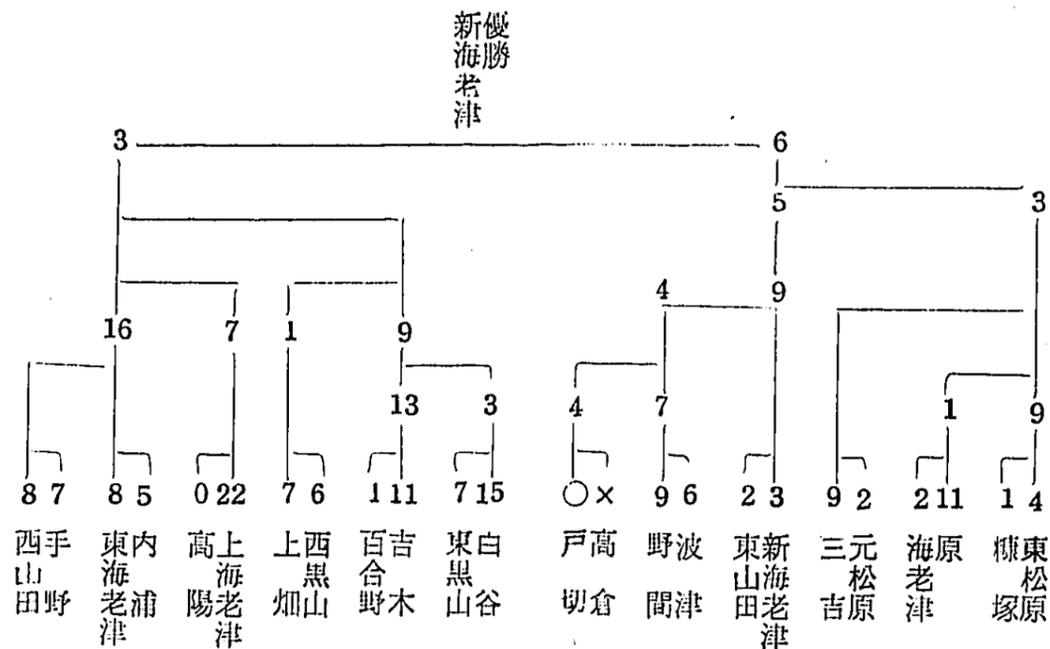
八月二三日水巻町で速賀郡民体育大会が催され、岡垣町からも選手、婦人会等二百数十名の方に参加さる。

開会式で多年相撲部理事で活躍された高野惇氏が表彰され、競技では  
 一般の剣道で優勝、選手名は  
 吉田武富、西真信、高山弘、松丸成政、神山美喜夫氏  
 陸上競技で  
 十軒に小野実男、千五百米と五千米に門司勇二、四百米に西岡次春氏が優勝



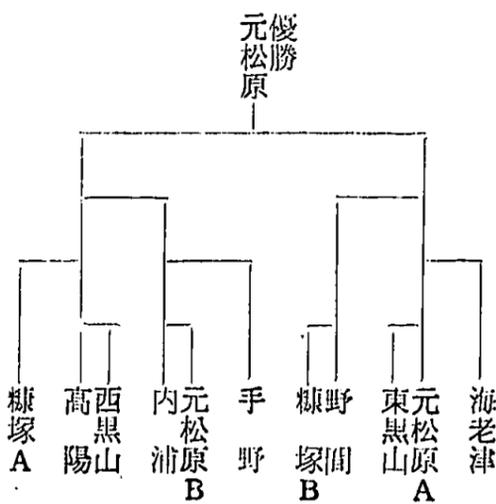
## 野球大会

公民館対抗の野球大会を七月十二日、二十六日、八月二日に実施した。いづれも炎天下だったが若い血潮をたぎらせ奮闘。結果は次の通り



## 卓球大会

八月九日岡中で公民館対抗卓球大会をする。結果は



個人戦

